東雅巻之五

人倫第五　　筑後守従五位下源君美撰

人 ヒト 義不詳上古此語にヒといひしは靈也又日也トといひしは止也所也ヒトとは靈の止る所といふ也されば人は萬物之靈なりといふなる事にも合ひぬ又人といふに聖の徳ありしをは尊び崇ひてカミといひし也されば古語の中に上はカミ

といひヒトといへれこれハ甚を極めて云称なり
ちえし去ぬることをヒトといひしハ霊の去りしおのれ也と見え
えらぶ人ならいへるハ万葉集抄にも見えたり
古の語にヒトといふをリとれしまゝいふ舊語也
リといへハ名ひなるといふことしまゝいふといひ
トといふことハまさら語の略也 又上古の
俗等尚古き語を称してもエトといふ云意釈紀り
ハ称如云 御事也と見えて 齋事記なとに見え

さは音の字を借用たるにて次までは全く其字を
用ひて華言にコトゝいふ言を日本紀までは
まうけしは古事記には一切言の字をあて用
ひられ上古の時にコトといひしは古言等
あらしてまことあらしかれとも見えて又称して
ウシといふその名乃古事記日本紀なとは大人
大字を用ひたる（古語ウシといひしは大の字をあてし）ことは古の傳にて見えたり

男をヒコといひ女をはヒメといふヒコとは日子なりヒメとは日女也
古事記には日子と記し比売と記し舊事紀には妃と記せるは表意の字を借りたる也
又男をワケといふ陰陽二神生ませ給ひし神の名に古事記石巣比賣神大戸日別神みえ舊事紀に見えし是なり
古事記に別と記し和気とも記せり
又男を麻良といふ舊事紀に物部造等祖天津麻良笠縫等祖天都赤麻良なとも見えし是なり

麻良旧訓を字のごとし後に語て麻呂といふなり一口
とは象兒をいふとは古義男をこそといひ女をメといふこと
くふたる古朴陋の俗に出し云はなまりては男子の通称と
なりしより子兒等の字読てこといふとはのごとくなれ
人名に命せしものにあらはれ凡名に麿をつく
事すくなからずなり

又小兒をアコといひ日本紀の称に小兒の字を読て
アコといふ

千こしといひ倭名抄に赤子の字を千こと
今訓して之と混していり　ミトリコといひ
万葉集には緑兒若兒等の字をミトリコと読ひ
倭名抄には嬰兒の字を用ひけり

女子をばキコともいひヲヒノコなともいひたりし

老翁をば ヲヂといひ 唐韻紀曰叔父亦云伯叔父ヲヂといふ此称もおなじかるべし

又ヲヂナトいひ 同和紀に翁老人老父等此字を讀めり 老嫗をば

ヲンナトいひ 同和紀倭名於字 ヲウナといひ 万葉集

又ヲキナといひけり 新字紀に云目と老嫗の名と須世らともあり古事紀には嫗名云

云目と云は老男をヲクナといひ老女をオトメといひ老翁をオ

キナといへは老女をもオキナといひしより古事紀に老嫗の名とし

又之は称侍れ

おきといひしなり

父

チヽ

母

ハ上世にハ父をチヤといひ母をオモといひ廣ま記 日本紀
等にハ母の字をよみてオモといひたりて後の方言にて母をオモ
といひたれども郡部の俗母をオモといへるハ古の遺言を
れ語雅言にいへしれ又雅言の古俗まゝ父をカフと
俗の家にハ伝りしれとも不詳
いひ母をハイロハといひ 日本紀の仁賢紀に伝弁父者
弁者と註せり 尤まゝ字母
をイロハといへる字
母の字をよみたり 又父をテヽといひけり 万葉集 ことハ
おもれチヽといひチヽといへば俗にとらへてハ俗父を
しといひ母をカヽといふことハまた俗の称なるべし
又俗に父母をトヽと称してタヽチメとも タヽチ

チヽマヽともいひ又父をタラチヲといひ母をタラチ
メともタラチネともいひつるにや記紀
は並に不詳 万葉集には帶乳根とも見えたるとも記したり 上古の時
まやといひしは父又ぬしも既にさりしとミえ
こ古事記に御祖と記されミヤといひ
しは祖神の御名を日本紀には皇祖
皇考の字同合てミヤと訓じあり

從子は從祖父母とはヲヤヲヤなといひ継父
母とは一つといひながら男の字を用ゆる也又
ままはゝあるをいひしなり庶母とも
さといひしも日本紀に見えたり

子 コ

女 ムスメ 應神紀に子といふ男子也延喜式に見えたり

さしハコと此いふは男子女子あり 父母よりいふときハ男子女子の總

称してコといふ男子女子をわかち称するときは男子はエといひ
女子をムスメといふ又俗に男子をムスコともいふなり
女子はムスメといふことは生女之古語にて此女を生する
をムスといふ廣雅日本紀等に産の字読てム
スといひ萬葉集にも生の字読てムスといひし
臣世之長子をエコといひ長女をエヒメといふなり
日本紀に見えし兄子をエと讀オトコといふなり延喜式
祠にいへり 或ハ長子の字を用ひてエといふ者ハエなるべし

トヽいふは青之文殊子とワカコといふ古語於遠

まり給ふ夜に書給ふと御勝に懐きあひしを

ワキコとやせし語の将してワカコといふ之とゝえ

さりそれと古の詠花及び人名をあらはし

尤も万葉集おきはワケといふは男子の称

ひとゝえしつはけるといひワカといふ也是将

證たる男子の平称へしてこれあるへき 後又寛宝とも

ほハまたこれ弱の字を男女へさるさとき字を縁へく
ワことよみて嫁わ己六義と共にもいへも音の同しきを取て借用也
最愛児とてコとといひ又愛児とも記あり
宝子とはミコといひ字を書すまても
万葉集に見えたり継子はマヽコといふ意なり
といふ継父母の義なりし古語に父子をは
カソコといひ孫をはムマコといひしを後にはマコと
といひしは別子の子の義と見えたり

子之子の字は
尔雅にあり

兄 アニ

弟 ヲトウト

姉 アネ

妹 イモウト 古語に兄をはセといひ弟をはナセといひ
姉をはナネといひイロセといひ兄弟姉妹相称
してハラカラといふといひしは皆是同母兄弟

セウトとは兄也コノカミとは子上也今の我よりさきに生れし
をといひしなり

夫 ヲツト

妻メ 古説に夫をはヲトコといひ妻をはヲトメといひ
陰陽二神の男か女をとめとまくはひしと
みえし也云々 廣雅紀日和紀尺之し不之古文
記之れ表也古気也賣と共なり
ヲトコとは少也コとは男子の称也メとは
女子の称也又妻をツマといふ東鑑鳥羽院の歌

ふえて示こそしるす妻とめ口として不與婦礼
神代巻には之丈夫をせきまして婦
なる人をいふ日本紀に古者不言男女長幼
以男称兄以女称妹と見えたれは良游之
夫婦相親しみぬれは夫を我兄とも家兄子
ともいひ婦を吾妹とも吾妹子ともいひ夫婦
相ゆるしつてをもいひ 妻はやつこといふべきの事なる丈夫と
もいふ万葉集にきみの字須

（てゝてといふことばなり）夫婦を並称して妹兄といひ又妻をコナミといひ後妻をウハナリといひ（たゞし日本紀に見えたり）寡婦をヤモメといひたり（假名抄に見えたり）夫をヲウトといひしは男人也妻をメといひしは女也又ヲヘといひしはヲトメといふ事の轉也（いふはヲトヒといふこともと）引合くる（語の轉也）（ことゝいひ又といふ事も轉語なり）されどヲトメといふと聞ゆ此陽術の陰のへし百姓達ゆゑあはれなれ

よりさきは大苫彦妹大苫姫此二神はあつかり給
旧事記には妹神の名まては大戸の辺と大
苫辺とも申せしと語せしを古事記には
意富刀能辨神と云ふせしその二はしらの神と
申せし説の神の御みことの文を加へ之を遍端神
此生ましまし此神皆は其伎の神の体あり
その大苫をいひしはかみと申し給ひし語め

始りしこと壇又り此天糠戸か子にありし

時鏡造りぬ　此石凝姥命といふなる古事記

伊斯許理度賣命と申奉る也此之もトメといひ

まをしまうトへの始なり是より始れる代々の事

古事記日本紀なと見えて後よ刀鍛しまつる名鍛

とまうし宇賣とも申し　已上古事記　宇畔とまうし

宇賣ともまうし女の名多かり　已上は日本紀なれは中つ天

皇此尼姫と称しやせしまゐらせ又允恭
始ま皇后の初ニ母ニ随ひて藤ニおはし
やせし因縁ニて母といひしより母洲観自
といふを須せられたり敏達姫ニ夫人と宣あ
られたり是を以て夫人の字法ニ大トシとよます
オトシといふて数日おほきに須せしは今の世の人
夫人は法ニ称して大刀自とやせしりれど

さう又倭名抄には眉の字をトシといひ
劉向列女傳をよみて古人は老母と眉とよみたる信は
老女といひぬく力自の字義同なる故眉の字
を用ひたるなりし又記には孝の字をもてタヅメ
と訓たる老母と呼てタラメといふタラメと讀でもからね
古語之と倣してトメといひトミといふ事小の字にも
いひたるしも亦観自力自等の字をも用ひしは

こを学ぶ者ハ喜ぶへし乃ちいにしへ漢字を以て和の古語を
書へ天平にものしけ又日本紀又万葉を標す
又庶家の女伴人へ或ハ記せしか又これを下となといひ
志りは老女の稼之ともいへりけれハ人の妻とす
下ウとみゝいひしハ民家乃自らくらす人へをも妻老
母老女のと記ハ東歌にもなく萬葉の萬葉時にも
乃稼ともなりしを傭名抔ととくいふかくは志る

よりても我眼に淡くミしとよミし家武女武ハ

つよさを猛に書女ハよわくかきて

いかにもあやうし御紙殿文体御返事

なと書候事古より云ひならはし小文に称なるを

又体うすくしてかくなり　其御返して本の文
惣て御返事なとをかくなり

をとりこしにすきに刀自とも申し候御返事　太刀自小刀

自沢刀自とて二河の御返事並ぶ八代の太刀自は

御意斗りにしるし候て御返事人を刀自といひ

しをみなくるいひつきしをもたるゝの御返事の

刀自は二階堂の御時大和は諸国のことくいひて自ら申す
てありしを南京にありて其書けりといふものこと
ことに世には其由なりとて謂はれてふ説あることぞ
ゆゑ
上世には族をひくウカラと称せしを不詳
族をヤカラといふは之に起りしこと九族を称し上世
にありしところ御ての古事記等にもこ
見えし所はこれふ書らしめ。之も條々儀各称に
之くしも義文詳かならぬ。さてはありきた

孫をウ也といひしは古訓にウトといひしを然なるカラとは
然を縁あらしことし自之間之も父母兄弟と同じなれども
不なる故やいひぬらんまたこれに書添へしか德名抄に見えし
而乃親戚の稱に祖父をオホチといひしは大父といふごとく
祖母をオハといひしは大母といひまし祖母といふなりし曾祖
父母をは祖父母と稱するごとくにしてもまた其の字を加へ曾祖父
母をは遊の字を加稱せしに伯叔父にはヲヂといひ
しは上世に老翁と稱せし伯叔母從母のごときもヲバ
といひしは祖母を稱する所と異なり又曾孫をヒコといひ
は古訓にヒコといひしは間之子孫なるにて便なし
し玄孫をヤシハゴといひしは彌孫と古訓にやといひしは
をうけ來るをしかといひしは繁之孫子の生くし繁多なる故
といひしは仍孫を曾孫といひ姪をメヒといふもメヒと
いふ事は男女ともに同之稱なりて同じ事なり從父母

又メムワトいひ字様の字様くスメムヘコとも
いふこと絶ぬるさきナキとこいひロキとも
ロことをいひしは古語おもしろきえ
ふこれ両て称しすへて佐那岐阿
佐那美那阿那陀那岐阿那阿那美那
美那伎那普波林普波の常ある也
かことなれぬ

延長式祝詞に加夫呂伎と
久支ろし八弖那普波ある

天皇此時まてをスヘラきと申しまいらせ候
而後是太一流の尊号をおくりまいらせ候
ゆゑに又スヘラミコトと申しまいらせ候
は皇帝と申も此流なるへし又ミカト
と申まいらせ候事ミコトと申も此御名之
みしらぬ説あまたあれとも御つと
申ことなかれ候へは漢の天子此所に

閣下なとゝ称し申もまた同しやうにされ
はいぬる一とせは朝廷の字縁くことかとさらに
しき文字さへ名の為まて皇帝の字縁く
すへらきことは申すへし近代は本ひく
ミかきとあるは中夕しきのは民足大差て候ひし
及へうきことは見の書きよみかたきより
従あまて漢字は人字十六代の鮮廷にて候れ

きこしめしつゝ世の事姫命是は限武命に
をしへ給ひ御劔をさつけ給ひし後天皇立子穂に
おほん姉わかたらしひめに仰せられし也穂は政莫に仁雲君
此斯多帝計久阿波那岐と読たまひされいと
すへらきこといはわかうたへきこといひしまふ
又これかことは御代の御鍋下之と此中也

皇后 キサキ

妃　ミメ

夫人ヨトジ　古古の代には玉をよはひ配しかひしはるを

統しやすからむ人をかゝしむとみえて扁更記

古事記等に淡古黄等味沙古老等をみえし

ことに記え之　古語に妻妹イモト　いひしをおほえゐ　舊の記に柳穂其

等様情年に嬪なとも妃とよめりとミえしは史に

妃ノ字ミえしは始之まゝ　説文一天曰　正妃　嫓　配　嬪　等

十疏姫宗とそひく皇后とかゝれしと見えしハ
国史ニ正妃皇后等な見えし姫之事ハ海清天皇
そ皇后曰皇太后とらえハ国史ニ皇太后字
みえし姫之されと当時之いりさ称中セすと国史ニ
ほとんどされさりし洋ニ記り正妃之后妃字読
くこメとといひ正妃字読くムカヒツとといひ皇后字
読くキサキといひ皇太后字読くヲホキサキと

皇子ミコ

王 ミナキミ 上古ハ天皇の御子を男をヒコ称し申し女をヒメと称し申候ヒコトや申候ハ日子と申しヒメとや申候ハ日女と云事也天津日嗣の御子なりけれハ也

されハ日嗣の御子と云のひをはヒツキノミコとは申せし也これ後ハ皇太子と申候ゆゑニ親王御子

をはミコとも申しミナキミとも申し又皇子の子孫を

ヒメミコトといひ王の字讀てオホキミといひける
媛又親王を此宣旨なとにはみことも申也
云は讀てみこと申はすまうしを同親王法親
王みなミこととよみしハ古事記にも文へ五ミあらん
又王の字を讀てコニキシといひしハ百濟乃方言之
波斯の書に新羅王といひしは居西干と稱し次々
尼師今と稱せしと又尼久ら今の尼師今はニシキ

此物なりし也　唐西千代コニセシケといひて百済人は
こにきしの世子と称しけるとそ　欽明紀に出　○コニセシム　コニキシと訓
せしをう見迷ひしこにきしといへるをまた
こにきしけとはいふらんは誤なるへし

臣

おみ　上古此時臣と称せし而洋の人扁支記
神武天皇東征の日大伴氏遠祖日臣命此功を賞
し給ひ改めて道臣と名つけ給ふ此とやすなる
し給ふ始て臣といふ字見えたり文徳天皇のみことに

これハ古事記に火照命ハ山佐知毘古に佐知
海佐知毘古に佐知鉤をかへ海ひ延喜式祝詞に毘古
とひしことも此にて臣自ら釈せしむへし此にみえ
これハ古字の正訓とおもはる又日本紀に天足
此臣の字讀てヤツコといふ又日子五湫命ハ登美毘
古ハ膚矢牟と履ひきひ絃ぬ又膚を腹すとみゆ
まひしも古事記に見えて是又ヤツコといふことの

兄弟の姫うちに　臣字漸臣は臣兄弟の意字漸臣之
登美毗古は即ち長髄彦なり

さるは臣を称して奴といふは臣らう
賤しめて称せしこともあまたひしたまへり
僕の字読をヤツカレといふは奴吾といふことの
略りたる語にて臣の字読をミウトといひは
氏人とかいひしことゝて集り侍つる人家の主上
待臣の字シモトイ一千きこと読む難臣の字
二ムテ

とて、ツリコトナラテキとみえたる唐書紀武
天皇元年正月皇子大友率群臣連伴造
國造等賀正朔、鎌足と記されたるを代々
大友とし姓名あるへきにあらされは国史撰述の
時の執政の臣の名をかく記されしにてみれは古事記
日本紀等にはさらに見えす、記されたるは安仁紀如き事
仲哀紀以前大臣見え、其余これに同し日本紀に

兄弟は宣化天皇の御時に唐を渡し来れ
故なりつゝは漢字傳はりけれはすかれさるも
陽もしく此古書無史にて見え始まれいふ事なれ
又履中紀に云天皇二年二月に麻治宿禰等
彼ら倶に倶録申食国政事申食国政事者
今の大連大臣も名を記されたり此事なりきこゆ
古事記にはをし食国乃字読をオスクスといふ

月夜見尊保ノ食物神すゝむるを怒殺ふと
いふことを食ふ字讀ニ月夜見といふ左すれは須ゝ
万葉集和年須久奴とはおほやけくらつきみ
れの事といふを釈せしことハ御食はおほみて
いひしは 御食物も万葉集ニ見ゆ 政の字讀ニツリ
コトといふは大によろしき事なれはあらす
ウケモチのカミの御食を給ふニツリコトには

いふ事ハ中の字に就てうたといふ古語は
うたといふを見えたり日本紀歌訶を申すは略を
説しやすの義なるへし古来此字に就て一千年に
いふ京明天皇記に見へし時人の歌といへるに
讃くり舊事紀に天祖彌卅帝之旦今歌を作し
て威將ひ事為及し云條調のよといふなり
たへいふ是はに一作おも也いは詞咏之及是れなおす

此義ありと見えたり。また万葉集の讃にはセムテ
キミとも讀たり。日本紀に雅集此字讀てミウテと
いふ。ミムテといひてウテナといふ。並に将謂之とあれは訛集
此義之によりて初へはキミとは大之天色度
といひし君の孫のごとくその本を稱せしに讀てテウ
テキミとしるしたるに文の字を缺也。稱せし人窮は
その代を見る度君ありしはあらしかの大祖以来

大臣のまへちきミ　舊事紀に安寧天皇四年正月に麻
志麻志治命の孫出雲色命を申食国政大夫と
なつく　懿徳天皇二年三月出雲色命を大臣と
なされしを斎大沖大臣の号始起也と見えたり
但す古事記日本紀に見えたる日本紀にハ成務天
皇三年武内宿祢を大臣となされしと見へ大臣の字
諸のまへちきミといふハ此紀人より　古事記にハ

まつすゑうこれらのみことを代々当家にて
いつき給ひしをりふしあすを大臣とは定められける
これよりさき景行天皇五十一年八月武内宿禰と
棟梁の臣となされしよりつかさとる事これに同し
仲哀天皇崩し給ひて武内宿禰沐功臣とされ
帝のいまた執政を任されしかはこれより者なるは
及これを後仲哀の皇子忍熊王の叛謀を破る

かしはの御歌に多麻根波屢手知能阿多と
よみたまひし仁徳五十年三月天皇彼大臣に賜
し御歌に多峯春波屢宇知能阿曽とよみたまひて
されたまふ歌にも又又きハルとはウチとかゝる是
枕詞也ウチノアソとは武内宿とよみえされは
古代にアソといひしハ後に朝臣の字をあてし歟
上つかたにきみとよひし漢字を借りて大臣

いふなるは古の時アツといひしは大臣の称にて
いふ義は臣をいふなるべし　すなはち大臣の訓なり
是の称なりしといふ　すなはちそれなりけるがごとし
ヌツとは土をフツといひ又は土より出て土に帰る也
説もあれど此説のごときはいかゞあるべき
大連 ソホムラジ　神武天皇紀に初連の字見えたり
しるす　おほしるせしすべて垂仁天皇
二十三年八月大新河命を　麻治宗七世の孫　大臣となして

大臣大刹河原 独物部連云姓ニ改大臣号大連

奉斎神事大連氏号姓起此時也舊事紀之より

之職掌也と記せり此は紀にハ名分して又知るべし

後乃代まで次々に連姓也然して後大師君称年後ニ通

首為大連其次ニ小連並掌衣刀叙世執出儀之

至り 合家
縁文

宿禰スクネ 舊事紀ニ神武天皇宇麻志麻治命の

勲績ありしかは宿禰物をして道君賜因関号
足尼足尼以為自此而始孝安天皇二年八月
以六見命三見命（大水口これ麻治命四世の孫也）為足尼次為宿
禰奉斎大神宿禰宿禰者始起此時孝元天皇八年
正月以太保麻杵命為大禰（麻治命五世孫）開化天皇八年
正月弐建命大峯命並為大臣供奉大臣之号
始起此時（二人共ニ太保麻杵之子也）成務天皇元年正月始紀

尾張の連もまた皆天火明命之とこそ見えたりけれ
皇子此は大兄の孫、からしまたしとはいふなりけれ
又允恭天皇の御名を雄朝津間稚子宿禰尊
子と申しまいらせしは、ことはを以て称して御名とし
しるといへりこれ是尼は姓を勅語と定めて世々にて
かれ是にて称しならひしを姓にて称此後名と
なりて又大称之号を起りしまいらせ姓大臣大連等此

姿も起りて宿禰大禰の名称も多姫のまへより
何かりしかは又大宿禰の号始りて大臣大連等
をんなとこなて称せられしかは又いと始麻呂等も
まと朝臣内宿禰宿禰御名とて菩らあはしまへきを
様々にわかれまりて宿禰の字をも借用ひられ
あさまし足尼ともいひ宿禰ともいひまた大禰ともいひ大尼とも
書用ひ本の字は足尼とかけるかはしひ少足ともいひ大足とも

廣く記てえんえんあれ
然ハおゐてハ是非に不及一切見届く宿坊を呼
見る様のごとくみえたりけれハさくら月ひし西の空に見え
わたりても様子より西のとを皆同じ謹んで文字をも見ると
害す（りくさるゝ）之

伴

造トモノミヤツコ廣事記て詳天祖鏡連日ノ尊と
帯原中務は小降される時天武造を伴領しめされ
天物語二十五部の人を率ゐられし大きはを帯
誌く伝れしめたる其権学の祥を以され時ま

五韻は頌の法を配給ふよしなるへしされと
は造の友尺ト娘之嫁の字読くトモとよみて
庵従ハ新ラリ　ケモ云犹ゆ此事を　トモとよみきらり　遣ハ字読て
ミヤウコとよみとは御之ヤウコと被召之儀之由姓
読くモノヽ一とよみ民者士之五姓二十五姓等の姓ハ字
読ミトモノヽトとよみ其姓氏祝詞之かへ天皇姓延
又仕奉る民乳様伴男守椎様伴男勅願伴男

剣佩伴男紐八千伴男と見えしこれ之されハ一乙の名士

の名伏と常さめすともくもく一とハいひ之もは

賜りしく物部を姓とさえれは名士をはもの

うといひ姓をはモノ一とこらよすくは今より

造と氏ふ物部と云しゆす左ちとひしは民之

其代の武者たれ其の職掌ふくわのえ

玉造クミノミマツコ藤事記に出武天皇二年二月定切行

賞多ひし時椎根津彦命を始として功臣等に
寄瑞して大倭国葛城国河内国山城摂津等国
等の国造とかゝれ中臣等積を道析縣主とかゝれ
志貴等磯城と志貴縣主とかゝれしもの皮と
関をして治否を巡察せしめ給ふ国造縣主
を置めとえへりて造初紀にえへ所見多し十四
国造あり是造の字の義なるへし所以とし

及これらの臣連造首稱號をもちゐ記載し姓と
姓とかき或ハこれを氏とせして姓とかきてあれ
皆いつれも代々に廢せられしといふべきことなれ
ハなり

士

サフラヒ　前にいへる士といふものゝ漢土に吏士と
いふものと我が不同なる事を論せんとするに此
かりそめしを世に所謂サフラヒといふものの侍衛の如く

日本紀見えたりまた古事記には人草なと
見えたり人草の字義見えたりヒトクサとは蒼生天の
益人なといふへきなり此は文武の経綸なる民草の書なりと
草といへり味は文中字とは民草もしく天下大衆
すへて衆なるへし文ニ億兆百姓黔首黎庶皆同とのアヲヒトクサとひ
しとれいかのはりて義にしていへるくれ合ひて
称紀には古事記日本紀等をしるさく並古以貴人

ほまひつゝ
多しは　又農民を多ミといひしよすへき始を知らしは

日神天照大神命して葦原中国は水田陸田は種

子をしろしめ多まひしよりて天邑君を定めて始て其種子

を殖しめられて民をこれハ　書紀に云天邑君は
邑君とよふハ後の連

頭してムラレとよふの
類らそ見えし　此語にて稲穂のうへを民に

教導せしことさらハ了ほとして多ミともいふ名も

始まりけるや多ミとは田部也といひことヽいへり

無絃の物也し之玉史と田記といふ事あるにも見えし
始在京河天皇の御代の末にすかくやこそ御替天
皇御代をしりて始まり後に至る合して事郡に
者を立て綵色又首と定めらるゝ事もありしと云
天皇の御代ヽ百済より蕃人のきたれるを辟田
ありしかのまゝを屯倉の田記とかけるにやと
思ひしかりこそ知られ侍之

二柱の神の居ます所を殿と婚恵しより陰陽場
二柱淡路洲に天降ましまして八尋殿を見立たまひし
所といふのまあれハ木直ますのミ紀に古き時
すくなきころの婚姻之書使なとこその見えし婚な
日神天磐戸に隠ましてとぢたまひし時手置帆負神
彦狭知二神ハ天御量造雑器設伐大峡小峡の材
而造瑞殿まし神武天皇大倭の橿原に宮造たまひし

内波二流之隣正敬と権之門之菅原正辰紀伊

守浄木兼香二卿之孫林忠親而居洞之術求

造敬忠親而居洞之兼香と見へ下位於造号於紀叔紀

するものを後ハ松道といひ木道といひしをも

すへて後紀伝百家の記道とよひしもの

代々見えたる番道をいひし後昔よ紀伝道毎月

九月番上交代せしとよりかくの中大道と都料道

みといひしを俗にトウクマウみていふなる也
時に後見之まゝ深き黄泉黄泉二神の世を
同しく云れし天瓊矛とやせしハ伊弉諾尊
祖神之とにや此說又天神伊弉諾尊天瓊戈
を授賜ひしかと見へまゝ伊弉諾尊十握劔
銅鏡なといふものも見へされハ後儀に工のこともあり
太古の時頃ニこそあらめ此國史にいとゝ見へ

又一ノ姫ハ磨串作テ日沙天磐屋ニ入テ出まゐら
せし時綾ハ明祝太瀬姫布天糠ヲ沙筥績織らせ
しとは古手作テ服人天は麻羅と云ゆく作
斯許ニ廣貴布ヲ料セシ綾ハ於し尤又先ヲ
倭各沙子ハ従テ服沢を服沢といふハ訛まり語せ
且されしと室に紀テ服の字読てカチといひしハカタヒ
といふ頭の牌せしまく服人モカタヒといひしハ上世

こゝろみなしゝせし後神武天皇八十梟帥を
うちたまはむ時天香山社中の土をとらしめて天平
瓮八十枚并造厳瓮而祭天神地祇給ひしと
見えし後に垂仁紀八十年にも伊奘諾としるしたるの
まくらにありし史にも陶土れうり見えし始まれると
陶の字読てスヱといふなり見えしハ崇神紀に
大田田根子を茅渟縣陶邑にて求め得たることを世に

陶は耳き女之と尺てしを娘ひつへきスヱと以ふ事なれ
不詳陶器をスヱツキと以ふ陶工をスヱツクリを以ふ凡つ古器
うを作りまれ疑なくてスヱテ造り給へと以ふなりけるへき
畫工は娘さしかなりは絵画は字太ふ須て工と以ふ
絵の字は音のみくまゝ字書也と古写し風古説なれ
狀康稚直道曇卿は子とを記して後作伝ち官は
傳子磐依田子府比地の所如畫勒考と於て為ひし
於ゝ恵依といひしを沐艳は従ひよりて本の字

言語絶えて見へさりきし代後にいたりては
絵のすかたは都まて上世よりありしかと
もさまて名高き者なりとも今へつたへし畫工なり
見えしは雄略天皇の御世に鋧安貴まて候
曹龍一名は辰貴といひしすの時本絵のよき
其子なる大閤志すし祖之と我氏源す宗崇峻
天皇の御世に百済より畫工白加をまゐらせた

錯簡アリ
此ニ方レヲ込入

推古天皇十二年秋始て黄書畫師山背畫
師を定められし日本紀にみえたり又畫師
の始なるへしこれらの外凡百工のことは委く岸
駿之進か撰ひおきしにくはしされは女工のことまては
舊事紀に曰伴諸吹に冠家夜常笥に納とあり
なとあさき違ひ文を後日紀に葦原の保食神化出
蚕をとりて在帳絲を抽しまひしより始まり

齎利の字讀てメホサといふこと義不詳まゝ販夫
販婦と呼てヒサキヒヒサキスヱといふ義も不詳
ヒサクとは挺の字讀てヒサケといふかくて貨と挽け
肩に擔ひくらかものをいふ

巫

カンナキカンナキとはカンは神之カキは子きこ子きといひ
ナキといふは禰宜之古語にて子クといひし誤れる義之
巫覡の字讀てナクサメ子キラフといふナクといひ子キといひ
まさこきといふを禰宜といひ子ク子キといふなるゆゑ巫方義
よく味をわらけ候ゆゑしもつ之候又傳へ候は不知候也と

巫

カンナキは女の神事をまつるもの也天鈿売命後猿女君氏と記れこれ也日神天磐屋にこもりおはしゝ時天鈿売神に蘿葛を鬘とかし蘿を手繦とかし竹葉を手草とし手に着襷し覆を踏みて神俳優して神がゝりと見えしことき也き巫女也神を楽しむるよりて遊風あり又巫女は祝の字を用し神を降して神語を伝へしむる有り仲哀天皇紀

養蚕之名の起　絹織之業と記されたるも
日本の少将絹織之業始りしはそれより
さきにいへる物とおくり衣裳とはみされたるし
但し蚕繁ともに絹織よりの業にて始まりて機々
古より記しは今とは志りたる日本紀に備まり記
まりきれと始有家蚕之道とみえたる
れ起　絹織之業といふことは志りされた　古き都帛の術と係る也

商

アキヒト古の時は毎家に衣布穀の類取かはし後に商賣といふことありけるよりは百貨をもて布帛に代ふるをアキミノストといひゆきて賣るものをアキヒトといひし也今は邑鄙に地方にても金を儲くるものにしてこれを買ふをカフといふは布穀の数をもて百貨に代れはこれを賣物をウルといふはアキモノにて其贏利を得るは之

声には名をいふやうにいひし後に娼子などいひし

又倡家は市井などいふ之傾城白拍子などいふものなり

これらの娼婦などをいひしは漢の妓女の

娼は巫娼より娼にうつりしとも又いふはいつも然れども

似たる事なりとも其意なり　今の昌盛のごとく百済より　おほく御事といふなり

事類にても娼は歌舞妓などいひしと思はしくも娼の

すとみし故意のいひき

覡

シノカンナキ　倭名抄に覡如字読くかんなきとにして

男親也と頌しくりられハ男の訓をはりみゆけり
さしおりつ之日訓天ゝ磐屋戸をさしこもり給ひし時和朝紀
遠祖太玉命天香山之咲木根枝ゝ懸玉和幣
命して祈禱給ふ廣厚稱辭して天兒屋命と太ふ
祈禱力 せしはつれ是ほきコトホクまつきとし
ますとはまをしては祢疑とも祢宜とも名つくし云書九字
須くコトホキコトフツぞをもしいろり
凌まる訓訓主 獄記をいひし祈すへて

おしなへてハ大要をしるへきをすやわりそのうち
又三帰より醫士醫方の妙を代々にみつきまいらせし
事は本史にも見へけり醫の字訓くくすしといふ
斉也延喜式に諸国貢薬は典薬寮之を掌る薬効
おかといひしく薬名をくすりといふも亦これ薬の
義見へあり也
ウラ〈天地陰陽二神と天孫を降臨時共に

もとはひかひしさいはすめとしれはすなはち
まさにわかりしを之こを後日ニ天磐座より
かひしけ天児屋命天太玉命天太香山の
真男鹿之肩納抜て天香山之天波迦を
とりてうらしめけりて是之ま皇孫之天詠
さわけ天児屋命之命して太占を以て
はかりまつらしむと云今まての極

卜部氏ハ掌とするを不足以私記ナレ
上古之時未因亀卜以鹿骨而用ゆるとフト
至上代ニ見え秋之後亀トハ皇孫天降ノ時
鹿骨ハ卜ニひわたしよりて太祇命亀
卜ハ事をすゝめましてせしより起れる事見へたり
又卜ニとといひウラといふ並ニ義詳ならハウラカタ
占及鹿骨ニ灼き亀甲ニ灼き兆し迦

の本字にて楚辞もしト他をいふ之を成ぬ用ひく
須くウラカタといひウラナフとはきト他を
凡く音曲をかくるに之に合に相応ぬるを用ひく
ウラナフとは須れ右古き唱へ所巫といひく
巫多をとなへ反ふるなり得は設
に亀に右に是に道にみとしてあるなり
後又之福りのト筮の人にもつきまとひして漢

をしへて義りらぬゆりなことに紙なれ
日本紀に儒の字読てハカセといふは博士なる字の
音なるへし法の字読てホウシといひけり
法師の字は音なるをわかちしるへきなれ
銭の上世よりいひはましたる音なるさま
あれは漢字仮借してちらく彼字の音をとりく
はる字は訓とあらはしぬるへきまとめれ

まさくみつれ
も上人ふ

東雅巻之六

宮室第六　　筑後守従五位下源君美撰

宮　ミヤといふは御座之至る所の處を称し申せし詞なり
旧事記に陰陽二神磤馭慮嶋に天降り八尋殿を
化竪て共に同じく宮に住給ひしと見えしは
殿の字見えし始め也其後皇孫日向の國に天降
給ひし吾田の長屋の地に底つ磐根に宮柱太敷

光高天原ニ氷木高知りて給ひましゝと
見え又去坂神武天皇大倭国畝傍之橿原宮
都しめひしを天津日嗣の皇御孫天皇御蔭日れ
御座も隠坐として大八洲の国知らしめ須大宮の跡
形容今ハ何ゝ林となれるやと云事を前ニ注しぬ
萬葉集の歌ニ我住む家なるやといひし事み
下故おまそみのほとに随ひ貴しい詞とと

といひしより上古のやうなといひしとぞそのし

にほとゝしつゝ桐称していひけむより作り

玄広等此字を借用ひ後々まていひて至て

然凡人の称を通へき而くつしさなすまてなり

し也

殿

トノ義不祥殺日也凡不撰而不敵の字旧説て以

ホトノ七云陰陽二非漸然基呂為ふて候まして

八雲之殿ハ見えられしか見えしセソホトノと云
事の文ハ始也旧事紀 古事紀上古之時営居充てハ陶穴之
室ハれ大戸之道神の時ニ至りて始て宮室之
制あると云願われと跣藁敷を編してソホトノ宮
以ひしを彼神の御名に取りて殿又ハの敵傍檻
及其後に至り時天太玉神の孫天富命手置
帆負彦狭知二神の孫を率ゐて正殿を構立

凶ともなへられハ辰を称してトイとよびしハ彼

奈の名をあやまれるなるへし 此事古語拾遺ニ見へたりトとも云

トノといふ事古語よりおこりて云しなり大殿之語ま

大富急語といふことき是篇の賞の通り於副かもハ

トノ語ハ是とひふ日本紀ニ内寝まく卧内等

けいしと云へれハ

の字並読ミトホトノといふこれハ寝殿正殿

なといふものにれ万葉集ニ七サカとハ

寝所之人の住宅ミして内まし在住所なり

よりて之と釈せしものにて高手記に古流
に兼香といへるは左の古流捨遣に改め字鏡
てミアラカといへる源しき古語によれば殿ノ字を読
てアラカといへるを[illegible]八尋之殿也殿の字によれ
ヲホトノと読ましめ給ひて詳かならしアラカト
是は在所之ミアラカとは御座所之アラカといひアリ
といふは将流に古語にかといひことといふかぬこ

とて要を定 構而をスミカとし隠而外カクレカと云ひし而を
ことといひ彼要をカシコといふとかられたり

甍の字讀てイラカともいふも又アラカの轉也とて

上古の時にて天皇宮居の制朴木にて宮殿上

らましても瓦屋舍の制は同しかりしに初橿原

宮造りより制宮様日向國より天降り給ひて

姫造りより橘御原の閣りて遷りけれより

隔し齋ま後古瓦捨遣ちて見へしかとも瓦葺

といふなるへし 天皇之御宇ニハ定置れしと いふ古事の雄略天皇記に見えたり 此制ハ
はしめ御代より行はれけるか後律令以後にハ
ふるき神社ならて氷木堅魚の制を用ひらるゝに
おもふに大神社にかきりて垂仁天皇の御時に
又制天皇の御令のことく條令造られて後まて
すへてをあつめき 此まて云 今にいふ 寛宝の初頃まて
官符を下され大社中社小社の制を定めて

しろかゝる物とも定かたし当ありてすまゐ紀白
とぬる紙木を白くすゝ志るしとしきゝ衣木を
と云と日本紀纂疏に搏風を見てしとくは搏風の
字を用ひ読むは齋部の古語日本紀纂疏に搏風
をみへしたれはくはしくかとをしへるをもほとすし
齋部記にハ搏風棟木比様木の字を用ひられたり搏風の字を
ひらきしより搏風の字をかりて織れ古延沈の談まおし一向に
搏風とも書るやうなれとも古事記には氷木氷椽の字
を用ひられと千本といふ氷木の搏語にてたゝ古語捨遺延基

三丈許を満くは横をへさして縄葛とをもて堅め
結ひて古宗葛荻等の物は東溥もくまては
俗これカラスオトリなと云也昔々天皇の御舎を造
ら家にも粉古之制をおもはれかの葺草を
えくぬまし屋に串は横をへさして縄葛はまれ
堅結ひし材に斬りて本をさく道なれを
堅結本とはいめし也それと堅実といひし矣

丸き宝殿造る也はも形を後火水車を言壽

ぬりの先屋根之異名なれは氷物をとるといふ名流也

ひめ縁り成之 屋根之異氷物の名なりされどもいふ懸魚蟇股亀腹虹梁なとの形とにすれは獣也氷木

異魚の制札にて是古き時に此屋の為なりし其れかゝるべきにも此般田舎なは其制なりけるかもや天皇の御舎

りて制をとゝのへし也 いかにもれてあるものとあり

事秘決なることみえしといふ説とかれど其徴とあるべきなれ

かゝる通へきとの由たて凡へ此家乗稗説不出し不のことさに侍るを

へきるまじなし

樓 タカドノ 臺の字續山事来同し 旧事紀海神を豪

の事を注されし所に楼臺の字みへし頭書なと
西は臺字の字をよみとめられしく讀てタカトノ
やとなされ又仁德天皇の臺高臺木の字並讀
てタカトノといひ又雄略天皇紀に妃起楼閣
也と注されし楼閣の字同しくタカトノと讀ぬへき
所も古事記にこれらの字皆讀てタカトノなといひ
和名之倭名抄には楼の字讀てタカトノとし

臺榭の字ウテナとよみて土高きを臺といひ
屋有るを榭といふを後あやそのウテナといふ
詳明は日本紀にミえし所是らりハ楼閣之始
は雄略天皇の御代に起れるなとありへき

屋

屋や萬葉集なとに古流よやといふ後言の萬之とみ
へたりさしハ屋をやといふハ在上覆棟宇といふ
偶ハやまといひしたまとといふと高は高也とみ

されば屋脊といふ称なるべし漢にも晋にもいはぬにや
や也といひしも上を葺ふの板をおほひし廃屋に
といひ家屋にいふなるべし棟は相通じていひし
にしてみゆなり凡家屋を葺ふの制古くは茅草
をもてふけり後世松皮をもて十寸板をもてふきし事の
始にて洋行しより至極高貴の所時代にも板葺
の新宮不遷なりといひしせいふ事見えたりしこれ

板屋の始めハ上古ハ臣庶の屋舎板葺とせし
し事也これまで始りしも宮闕ハ瓦覆なれし
事と同し神代の事ハ姑くさしおき文武天皇
の御時まで臣庶の家ハ板屋草舎の制なりし
を聖武天皇即位の初に五位以上庶人の営むに堪
ふるものハ瓦舎を構立て塗家に赤白とぬらしむ
事を始りとせられしとこれより帝京の壮麗を為

とあるより天之御蔭日之御蔭と隠坐てと
此にて蔭を今こそいはれたる此字を読てヒサシと云なるへ
し文選文ニ廡ハ堂下周廡也とみへて大廈四阿を重
檐也とも読ともいはれたる廡の字をも読てヒサシと云
とあるより廊の字傍名称ハ殿下外屋也と注してハ
ハトノと読るより内殿てホツトノと云廊也又廂の字を
もいふ之藤原浩草子に故ハ泊殿と云ふもの又漢小長廊ハ

といふものあるへし檐の字倭名抄にのき読く屋

檐之と注しのきとも読也屋内と読くれあるを

扨て漢文軒深檐と云字を相似たる軒の字

此読も又曰よまれと韻類に檐字之末曰軒と云

注ましけれはのきはと云もの也軒之 俗に軒端の字を用ひてノキハと読けり

家

イヘ宅舎等の字通読して又付し家業に詳於

なれとも叢林の祠之へといふ字就其下布施別

といひけるを太宰之龜神形といひし其の
龜といふをもとは家の義なれは小兒の字緩也
也といひしを前義之文字ハ也文字ハ也なとゝ不
皆同じ文字ハ四字といひし也と以之前の先名如篠室を傍らへし
の字緩て山にとい緑名物也也白虎通の黄帝
文室を作りて以避寒暑と又緑孜にり秋冬
而して白虎といひしと漢の義且て風而地鹿護

といふ所は七日本紀神武天皇の八十梟帥が條
賞をも誅しむる時大室を忍坂邑に作りて盛
に宴饗を設てこれを誘よせて遂に其の党に斬しむ
しかいふ所も室を忍坂に掘りしと見えたりさしも
土室なりといふ事もこれらにみえたれどもしか室とよ
ばれしは上古の穴居如の事を擬へるものと事ま
やされしは旧事古事等の記に大己貴神又の御

神の御手に着たまひし鏡を率ひて八田間大室
爾與入たまひし鏡を奉られ又日本紀に年研年命兵
立大宮中に納めも土床に轉掛しゐひし殿を為め
されし事のときに後代にヤサカみといひしを很寝
所のよめいでく似せられし室の字日本紀にも又後
ヨトノとて見えぬめり ヤサカみ度字れ注みみえたりヨト
ノの手殿中三字註さき云め

マツリコトトロともいふ官衙之義なるへし讀出ては

古者治官處謂之聽事後語省直曰聽加广称廳

也こゝにあり後ニ官廳使廳なとゝいふこと即是也

又俗に政所としるしてマンドコロとよむ
まれてら處之謂也

倉

クラ 古語にクラといひしは置之義也 座をもくらとて

穀のくらなとをもクラといふ即此之倉庫ハ凡て物を

藏め置る所なれはクラと云也 今云解見る穀藏

曰倉米藏曰廩とみえしに倭名抄にも倉廩の二字
ともに藏穀物之處なり　クラともイナクラとも云

倉

也絶し又唐令の將軍總在庫皆造棚閣安置と
ありて庫の字讀くにハ天ノハクラといひ棚閣の字
をタナと讀むこれも唐の甲庫也といひし所のものを

庫

釋名に庫舍也言物所在之舍也と見えたり
唐小説史字集の四庫も何れも庫の字ハ

ハモノヽクラといのゝ語無きもことゝいへし云庫やクラと
の体の語と　又々ナといふを板と篤作るに謂也されと　語むうも前
ミニ
旧事古事等の書に並に板等の字用ひて語て
如しと云ふを古事記並に日本紀に混せられきう

厨

クリヤ係名抄に訓文として庖屋也クリヤ也語也と
源義ろクリと云ふ郡里邑之やそやそやその綱史
のそめ不意て此字を名称れたかく云之漢文墨實

於てもこの竈門に隠れらくまで倭名抄に四
聲字苑又字集略等をひく竈を加万と訓奥竈也
一説
竈をくど竈後竈也と記したり古事記に素戔嗚神
此孫子大年神の子奥津彦奥津姫命神ハ諸人
所拝竈神者之とあり又五十猛命を葬る紀伊国竈山
とも記しとあてやてといはゆるへしは竈をよびかまとゝ
いはゆるを上古よりいひつれし竈なるさねと中

禾の頭をはトヨヘツヒと読ミ　されは竈坂よりくヘツヒ
といひしを中むかしき代よりは語をも取らん後の
俗竈の字読くカマトとして云ふかことき事を竈殿と謂り
云ふ之　倭名小日本記私記云　即読を訓て加萬訛
なり　名梵語也　玄以謂竈所々之語梵語相変者乎
是ヘツリ心得きは今世に謂を竈梵譯之ら彼
爰とと是へ以ヘツヒといひかてといひクトドといひ

といひき壺坩の影といはしいひ甲螺を呼ひくといへといふにおなし是
也大處の地を寄りて中窪の形なしといはせしいひしく
陰陽二神を生ませたまひしといへしは太古九世ふかきこと玄
車の交えし婚也こを検大己貴神出雲多藝志之
小濱に天之御舎を造りて天御饗献ときに雷神の裔
神の櫛八玉神膳夫となりて海布之柄を鎌りて
て燧臼を作り海蓴之柄をもて燧杵を作りて火を鑽
出して我所燧火者高天原に神産巣日御祖命の

婆陀流天之新巣之凝烟之八峯垂まで焼穿地下
ち底津石根ふ焼凝すと言壽詞にみえ又燧と
いひ凝烟と云ふも火の事にて燧之俗名なり火燧鑽く
ときりといひ燧鑽くとらすといひ新きりとも云ことい ひ
燼とも ほえりともいひ始燥を火とくといふ古語に火鑽を
ほとといひしを燧のきりとはみな火本の字いと
は燧といふくしらすとは軋也金石相撃つといふ

タきゝとは焼木之日本紀には薪読てカてきとよめ

けりカてきとしれ竈木之モエクヒとしモエとは燃せクヒハ

粉(?)段林としてよむし火燃木をといふ字義に不祥

倭名抄に庭燎をにはひ燎燎と火集也とあり撚ハ玉篇

の撚詞よりふれ家は撚撚ゑとのことし古語にえといひしを

草之標也さればスベとは草之標といふの謂なく取ハ雨集の義

乃ふとしかるべし

廐ムマヤ倭名抄に四聲字苑を引てムマヤと読て牛馬舎也

也とあり令義解にも馬舎也と注せり（三

延喜式祝詞等に底津磐根に宮柱太しき立るとも
いへるは此事にして宮柱の詞は始に築立るにて家
長御代と祝ふ也といふをもみこれて倭名抄に柱礎の字以
てすゑしも一向はイヘシ大工まて後もしく見えしとて底津
磐根といはしきの事是之
棟
公子等歌集抄にむねとあるさき義とこそいへり
子もを屋根といふをよしし凡屋舎の最宗と取

るゐ形もなくなりしと見えたり俗にむなきか
ましいふなり

梁 うつはりうつはとは内也旧事記古事記等は古内の字
読くうつといひ後にはりとは梁の通用に行つて梁
延開はりとよみたれともいふ也俗にはりとのみいふ也

椽 はへき倭名抄纂名苑を引て榱一名は椽一名は椽はへき
とも又たるきともいふなりへうつすへきを延へ又れとも

塞く棟斉とは反りてはせ下に塞るとよのこ川は茨多る

也室壽の洞ゝ承金椽榱ゑ漱家長隣心と齋也と

いふきのことなく

蘆藿エいりエいりとは草舎なる字を書てエらりといひく蘆

崔の数なる備にしと遊ひとへ形をなし上の如くとは称く

物りく下とら窓れ行椽を露にして葺草綴しく

葺也エいりとはエは上之いりれ縄也上に縄る木

のとみなりといふことなりて椽竹を上ニ用所

なしといふ也室壽詞に取置蘆萑ハ此家長御心之

平也といへりそれ此之

壁カへ萬葉ニ澤條名詞を壁と室之蘆萑之と須るカ也

とは内外を根り潘清の渭にんさへカは墻也一は外

萬葉集於ても渉て滿可多抑いふ之こと

義乃いとし文壁帯儒名於之漢出音名抑くし渭

置礙古聞曰麻と又名もり帰来記に素戔烏神八岐
大蛇を斬りたまひし時廻りし所垣かき造りて其垣より八
門を作り毎門の假麻を作りて各置槽一口而盛酒
とあるは古事記には佐受岐を結ひたまひしとあり
同書紀には假麻サスキに須佐能男命と有
須矢の須佐之男命は其廻れる垣の門に假りに
酒槽を置きし所ゆゑサスキとはいひしなるべし卅よれハ

棲せみくスキとはしきといふ流の将をしるく布屋
の葉とて人をもり音 敷珠又日本紀に廣瀬坂ノ土形将
して鐵庭と辰めぬといふ鐵を落されたるこれ
を物並碧間の石をいふ家とも人歎河の紀に一種
磯にて落されたる紀とも是一勝にて落して
諺にアシヒトハワアナリノとやといひしもみえし流なく
或人の說に鐵る稱せざといふものを古れ 鐵庭サスキといひし流の
物しなりといふも 四半 出生 等はえへし要なるの也尤 サスキ

古語はしといふも下也きしといふも岸也下より壹

の義にきりしと云ことは道路に干形といふお

めぐるをいひ稱古語之きりた限也豈下の限

後俗階をきざはしといふもきざ階之書階級

の階といふ敷をいふ之

庭

ニハニハとは平らかなる物を齋也には場之上なり

齋場之上古にハ神を祭るに必ず地を除ひて齋

と称せしを以て笠縫の始といふ人あれと實は
其始事は斉明天皇後飛鳥岡本宮にて始れりとし
又允恭紀に累名乃始事のことさたれよりこそ制作ありしと見へ侍れとも國史に見へしは斉明の御時を始とすへし
又日本紀に海神之宮の事載せられて雉堞の字
読てヲカカキヒメカキといひ読とられて一称とし
城のうへの長き文といふ堞とは城上女垣也と註
文あんへきに然るの事を擬へて称の字ヲカカキと

語に堞の字ニメカキと読しとみえたれと按るに
は堞は雉堞と謂しされは二字を合てヒメカキ也
とは謂せし人ある事也雉の字假名抄にキヽスなり
て雉は以堞併て言語雉之謂て一カキといひ
一門してセといふを謂し誤文て殺る二ツ堞云七之謂
てカクフとよみ謂る てカキとよみてとは間世阿
の間をからみて謂てセと云間を塞くとよす也

单扉ハ戸とよまれハ門の字両扉の形象なり之
門とカトとよみ戸ハトまたハトひとつ戸の義……

上横梁とて領といひ これを楣といふ楣の中は

これ門戸の界をなすわけにて縦横に及ひ左右雑小横を

あけれ又制あくは上架を正中の衡梁以棟と

いふ無るゝもの即此之其渡横を度と云

縦さやと云もの即此之 これをおはまた入二門縦 ゑやを横目なく立渡縦横なみとも

やく亀その渡横の比楣といふはさて夕サといひし

以上

是の門比之これを亦は二門三門と称す楣の下は 傍に楣とあるやを上架しをる

門戸所設之間而為扉於楣之也門戸上横梁也と云
し之ヘクサ也古流り両方へ付ての紙一とといひもり
屋の両下れ割をてやさし又クヽと見え（上の屋字注と係見りし）又古
流又楣の限りといひくきさといふ波限をなきさ也
又クヽと記されし之（前の常八字注を係見りし）キサといひクサといふ也
将又ニクサといふハ屋の前後両方の限より有
横梁形りの名也此所にては古の時にてクサの下ハ門

も頭役をし下る事ゆゑ九條座の内にありて務べし
門戸の上に横梁渡してありけるを手すりふみかゝめり
根の字に雑の傍を付る門両旁のみを損して
おこりて空は信の方ゟして寺院の鴨来りて
旧記に昔は遠きを説つき道路あるく時は輝
とけさて無異しはまり御方人の家へ入ては碑を
まりよきてもいて通りきかまんのつきける所なれ

とかいふてわざらひ盛にはじめられたるなるべきか
ハ間にたゞしといひきる藤原菅原二流ありて門弟家本
點ヲコトテンといふ家々に昭かなる點ありと古来儒門の秘事
猶も後あるく御代に定されし中記して今より太政大臣となる
以下儀式の制をつけもとめにしたがひてヲコト
其の名ありけりしと又知る家へり唐國にてもいとし
もみなに凡そ漢きといふは下に示すなきにしるさ

古都しといひしを下せきといひしを置たり ここに云門止之下に加りて止

限りの義なり此を下しきことしるなれは門限なと

すこと 梱の字読くトホリといふ凡物の通し

入る所なれはホリといふこれを俗にクルといひ、

或ていふもの外して門扉のよくる完実を成す

クルとは廻る物の見をいふなるへし
ルクルといひしことゝ 扉の読くトヒラといふ

凡そ物の扉をはいひくトヒラといふ門扉の形とさ

しといふ之 [葉牛の字従くヒウシといひ 従くヒヲタタ子とかへし かくのごとし] 鑰匙従てカ
トノカキといひ鈎匙従くトノカキといふが如きさカキと
それ物の曲れる處を云ふなるべし
倭名抄に見えし鹿尾菜を比須木といふ類
けしなどいふ其義自ら明らかなる又
またちかの平三郎秋しつ分きぬとはこれ
折頭てケタといふ鹿板之と頭をケタと也肩の

を下也トシとは止之を制め上より下に下を止むと
いふ軒檻請て々シハシ下といふも殿陛の欄檻の制
様のふしをあつかふ者ありいふ瓦の字請てカハラ
也といふ蔣魴切韻と付て泥を焼て瓦成にて屋宇
の上を蓋て覆ふものをカハラといふ義なり崇峻天皇元
年紀に見え百済佛舎利及造寺工瓦工等十月
いはせしと云へり斎宮忌詞に瓦葺といふ事の

いふ也蹴鞠をいてもカハラといふハ形の勢に似たり
故いふ也牝鹿とメカハラといふハ形の御せし也牡鹿
をヲカハラといふも形の備し故也鏡の字を
名カタといふ也形も形ハ名カタといふなる
なし傍名於ハ唐韻をもって換は鞄鞁鞍又張之出かへ名
カタといふと換ひし其の古書の右同義圖と云
スクツカタの制カ漢はいふ名韻耳にて称るハ都今
の海鳥ハ取あるのまま呉而していふ訛
を側乙しと見えてたま伝ゐくいふ也

已上宮室